

農業制度資金の御案内

高病原性鳥インフルエンザの 影響を受けている農業者の皆様へ



高病原性鳥インフルエンザの影響を受けた農業者を支援する運転資金として次の農業制度資金がありますので、最寄りの融資機関、支庁・農林振興局(農業改良普及センター)、日本政策金融公庫宮崎支店等へ御相談ください。

● 経済変動・伝染病等対策資金

対象者:高病原性鳥インフルエンザに対する蔓延防止措置のための行政処分又は指導等により、

当該措置を受けた農業者及び高病原性鳥インフルエンザ発生の影響による農畜産物価格 下落等の影響を受けて農業経営の維持安定に支障を来している又は来すおそれがある農

業者

資 金 使 途:農業経営の維持安定に要する営農経費(※生活費及び負債の借換えは対象外)

借入限度額:300万円

貸付金利:0.65~0.75%(貸付開始から6年目以降は2.55%)

償還期限:7年以内(うち据置期間3年以内)

お問合せ先:最寄りの融資機関、支庁・農林振興局(農業改良普及センター)

● 家畜疾病経営維持資金

対象者:高病原性鳥インフルエンザの発生により、家きんの殺処分や移動の制限、売上の減少

などの影響を受けた畜産経営者

資 金 使 途:家畜の導入、飼料・営農資材などの購入、雇用労賃の支払いなど畜産経営の

再開・継続・維持に必要な営農経費

借入限度額: <経営再開資金>個人 2, 000万円、法人 8, 000万円

〈経営継続資金または経営維持資金〉家きん 5. 2万円(100羽あたりの限度額)

貸 付 金 利:経営継続資金または経営再開資金0.00% 経営維持資金0.025%

(令和6年11月18日現在)※市町村による利子補給があった場合

償還期限:7年以内(うち据置期間3年以内)

お問合せ先:上記の資金に同じ

● 農林漁業セーフティネット資金

対象者:認定農業者等で一定の要件を満たす農業者

資 金 使 途:農業経営の維持安定に要する営農経費(※生活費及び負債の借換えは対象外)

借入限度額:一般 600万円

特認 年間経費等の6/12以内

(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)

貸付金利: 0.65~1.15%(令和6年11月18日現在)

償還期限:15年以内(うち据置期間3年以内)

お問合せ先:日本政策金融公庫宮崎支店農林水産事業、上記の資金に同じ

お問合せ先(電話番号)一覧

◇ 中部農林振興局(宮崎市)

地域農政企画課: 0985-26-7279 普及センター: 0985-30-6121(国富町)

◇ 南那珂農林振興局(日南市)

農政水産企画課:0987-23-4312 普及センター:0987-21-9550

◇ 北諸県農林振興局(都城市)
地域農政企画課:0986-23-4507

普及センター: 0986-38-1554

◇ 西諸県農林振興局(小林市)

地域農政企画課:0984-23-3165 普及センター:0984-23-5105

◇ 児湯農林振興局(高鍋町)

地域農政企画課:0983-22-1364 普及センター:0983-43-2311(西都市)

◇ 東臼杵農林振興局(延岡市)

農政水産企画課:0982-32-6135 南部普及センター:0982-68-3100(日向市)

北部普及センター: 0982-32-3216

◇ 西臼杵支庁(高千穂町)

農政水産課:0982-72-2108 普及センター:0982-72-2158

◆ (株)日本政策金融公庫宮崎支店

農林水産事業:0985-29-6811

